

## 令和2年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

令和2年9月24日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者兼 会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
税務課長	田島直樹
環境経済課長	伊藤博臣
住民課長	赤塚暢子
福祉子ども課長	花村定行
健康介護課長	今枝貴子
建設課長	森泰人
水道課長	天野富三
教育文化課長	田島茂樹
郡教委学校教育課長	古田隆洋

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	早崎千穂

1. 議事日程（第5号）

令和2年9月24日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第73号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第2 第74号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第3 第75号議案 子どもたちの学びの環境を少人数学級へと整備を求める意見書について
- 日程第4 第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第66号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第67号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第68号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第69号議案 令和元年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 第70号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 第71号議案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対

し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第11 第72号議案 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療機関や介護施設等への公的支援の拡充を求める意見書について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第73号議案から日程第11 第72号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第73号議案から日程第11、第72号議案までの11議案を一括して議題といたします。

73号議案及び74号議案の提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日追加提出させていただきました案件は、松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の一部変更について1件、令和2年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について1件、以上2件の案件であります。

詳細につきましては、副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。議案資料もつけておりますが、第73号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の一部変更についてであります。

この本工事につきましては、3月3日に議決をいただき、同日付で契約して10月15日までの工期で施工中であります。今般、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この改修工事請負契約の一部変更について、町議会の議決を求めるものでございます。

契約金額の変更を行います。5,258万円のを6,535万4,300円、1,277万4,300円、24%の増であります。予算的には歳入歳出とも令和元年度から繰り越した財源を充てることとなっております。

変更後の工期は、12月25日までとなります。

契約の相手方は、羽島市の昭和建設株式会社であります。

工事内容につきましては、屋上のひさし及び2階、3階のバルコニーがございますが、この上げ裏部分といいますか、その下側の部分を調査した結果、改修の必要があること、それから機械室及び配膳室の外壁面及びその屋上防水の改修をするものであります。なお、夏休み期間短縮に伴い、仮囲い方法の変更も行っておりますが、この部分は減額となります。

以上の変更をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2ページの第74号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正額は、1億8,670万円の増であります。

内容は1件でございます、新こども館の建設に係る予算計上であります。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 こども館費で、現こども館の老朽化等に伴い、町有地に新こども館を建設する費用を総額で1億8,670万円計上させていただくものであります。

内容としては、第11節の役務費で手数料、これは建築確認費用で23万9,000円、そして12節の委託料で新こども館調査設計業務委託料で551万1,000円を計上します。なお、実際には724万9,000円がかかりますが、既決予算が316万8,000円ございまして、既に使用した基本計画策定業務支援とか埋設物調査、それから土壌調査を行っておりますので、残った173万8,000円をこれに充てておりますので、今回の補正額は551万1,000円となります。また、落札後にこの工事の監理業務委託を行いますので、こちらを253万円計上しております。

また、第14節 工事請負費でございますが、新こども館建築工事請負費として1億7,842万円を計上させていただきました。

昨日、課長から説明いたしましたように、詳細はこれから皆さんの意見をお聞きしながら進めてまいります。現時点の基本的な考え方としては、鉄骨造りの平家建て、建築面積は1階506平米、屋上部分が20平米で、延べ面積が526平方メートルで、これは外構工事を含む金額でございます。

この工事請負費の財源といたしましては、国庫補助金と県補助金がございまして、いずれも事業費の3分の1まで頂けるんですが、上限がございまして、上限いっぱいそれぞれ1,409万1,000円、国と県の補助金を予定しております。

また、町債を予定しております、先ほどの工事請負費からこの特定財源を引いた残りの費用の80%で教育福祉施設等整備事業債1億2,910万円を予定しております。

先ほどの工事監理委託料と工事請負費につきましては、年度をまたぎますので繰越明許を今回計上させていただいております。4ページにそのことが起債とともに計上してございます。

なお、今回の補正に伴い不足した財源に充てるため、財政調整基金を2,941万8,000円を充てさせていただきます。

以上2件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、第75号議案の提案理由の説明を求めます。

川島議員。

○5番（川島功士君） それでは、第75号議案 子どもたちの学びの環境を少人数学級へと整備

を求める意見書についての提案説明でございますが、ここに意見書がございますので、朗読をして説明に代えさせていただきます。

子供たちの学びの環境を少人数学級へと整備を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

子供たちの学びの環境を少人数学級へと整備を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の中、子供たちはかつてない不安を抱え、学びの格差も深刻です。子供たちのケアと学び、感染防止の点で少人数学級の実現は急務だと考えます。

35人学級は小学校1、2年生については全ての都道府県で実施されていますが、「3密」を避けるには小学校並びに中学校全学年を30人以下での学級編成実現を強く要望します。

全国知事会、全国市長会、全国町村長会の3会長は政府に「少人数学級編成を可能とする教員の確保」などを要請されています。全国の小・中・高・特別支援学校の4校長会も文部科学省に少人数学級を要望されています。笠松町議会におきましても、将来を背負う子供たち学びの環境の整備を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということになります。

皆さん、よろしく御審議を賜りまして、御議決いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま提案の第73号議案から第75号議案までの3議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案から第75号議案までの3議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

昨日に引き続き、第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

第4款 衛生費について質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の88、89ページをお願いいたします。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費の中の不妊治療についてですが、随分成果が上がっているように思えますが、ここに書いてありますように、検査が9人行われて、治療をずっと続けている方の意味だと思っておりますが、その方が23人あり、令和元年度の中で出生された方が4人、また平成19年からの累計で96人ということです。全体の社会情勢の中



人から30人前後という形で大きく変わっていない状況になっております。特定不妊治療というのは費用が大変かさむ事業になりますので、町で少しでも助成ができればということで始めている事業になっております。

新生児聴覚検査助成事業についてお尋ねがありました。

どれくらいのときにされるのかということでございましたけれども、こちらの事業はお産した病院でほとんどの方は検査されますが、生後6か月までに聴性脳幹反応検査という検査を実施した者に対して助成をしているものでございます。生後6か月というところで耳の聞こえを早期に発見したほうがいいということで、音に対する脳神経からの脳幹の電氣的反応を見るものでございます。小さなお子さんでも検査ができるということで、ほとんどは入院している最中に、お産して退院するまでの1週間以内にほとんどの方はされてみえるような状況になります。

続きまして、子育て世代包括支援事業についてですけれども、議員は生まれてから成人までの状況をお尋ねだったように思いますが、こちらの事業については妊娠期から子育て期までを中心にとということでございます。切れ目のない支援ということではございますが、じゃあ子育て期が終わったら切れてしまうのかということはありませんけれども、そうではなくて、いろんなところから、学校さんとかの御相談があったときに一緒にケース検討会を開いたりとか、切れ目のない支援を心がけている状況であります。妊娠期、もう赤ちゃんがおなかにできてから子育て期、小学校へ入るまで、小学校に入ってから相談がありましたらその都度対応しているという状況でございます。

次、90ページ、91ページの4目 地域医療対策費の休日急病診療（小児）対策事業についてでございますが、こちらは休日、祝日、年末年始、夜間とかの小児の救急医療を確保したものでございます。岐阜地域の小児一次救急医療夜間負担金ということで、岐阜市の岐阜市民病院さんで小児専門でやっていらっしゃるようですので、近隣の市町で案分した形で費用を負担させていただいている次第でございます。

平成29年度の実績に基づいて、2年後の令和元年に支払った金額ということで御理解いただけたらと思います。以上です。

○健康介護課長（今枝貴子君） テレビなどで政府が特定不妊治療を保険にという話は出ておりますが、そちらも国の判断に従って町もと思っておりますが、まだ審議もされていない状況でございますので、その状況を見ながらと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは90ページの第5目 環境衛生費の畜犬登録事業の関係でまずお答えをさせていただきます。

まず犬の登録、町として全て把握をしているかということでございますが、この犬の登録に



つきましては届出制ということになりますので、全てを把握しているというわけではございません。

予防接種との関係での連携や関係でございますが、犬の予防注射等々、病院、獣医で打たれる場合もありますので、常に獣医師会との連絡は密にしています。犬の登録であるとか予防注射をしたという連絡は密に取り合っておるところでございます。

犬が亡くなったときの申請につきましては、登録のときと同様、申請となります。一番多いパターンですと、火葬をされる場合に一緒に犬の亡くなられた申請を受け取っておるということでございます。

続きまして、塵芥処理費の関係でございます。

今回、町内で行っていただいております資源ごみの回収につきましては継続をしていくという考えであります。今回、その見直しを提案させていただいておりますのは、朝の時間とか出せない方のために収集をするアイテムを増やすということだと思っております。また、それを含ましていろいろな方の意見を聞くという場でございますが、この排出方法、有料化につきましては、町内会の皆様にも今後説明をしていく予定をしております。その場で皆さんのいろいろな意見を聞きながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

その中で不妊治療の関係ですが、先ほども言いましたように、これが保険適用になれば皆さんもありがたいことだと思われ、町としても助かると思われます。ただその治療は1回で終わるわけじゃなくて続けていき、できるならお子様が懐妊されるまで見詰めていくことが大事だろうと思えます。この治療の延べ人数が23人いらっしゃるということで、治療を始めた方はある程度そういうめどがつくような形までずっとお世話していただける制度になっているんでしょうかお尋ねします。

小児の休日急病診療の関係で言えば、子供さんについてこうして充実させていけることはいいことだと思います。そういう意味では、今は岐阜市民病院の産科ということだろうと思えますが、産科自体がどんどん減ってきているのではないかと思うんです。いずれ松波さんなんかでもお願いしていくような、当番が来るような仕組みになっていると考えていいですか。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 特定不妊治療なんですけれども、こちらは県も同じような事業をやっております、県と同じ制度設計をしております。

対象年齢の方が43歳未満のママさんといいますか、妻の方の年齢が43歳未満の方で、通算助成回数が、初回申請時に治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方については、通算6回まで、40

歳から42歳の方については通算3回までということで、費用や回数は決まっているということになります。

費用についてもそれぞれの検査によって上限額が決まっており、対象者については所得制限もございますので、合計所得金額730万円未満であるという条件もついている状況にはなりません。

これが特定不妊治療で費用がかかるというところを補填するものでございますので、そのような規制がかかっているというような状況になります。

休日救急医療診療の小児の対策費のことですけれども、今のところ岐阜市民病院さんに小児科医が詰めておりますので、そちらのほうでということで、今のところ近くの松波総合病院さんというのは話は出ていない状況になります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

よく分かりましたし、また充実させていくことも大切だと思っております。国の動きも注視していきたいと思えますね。

それから、犬の問題なんですけど、たまたま田島さんのように被害に遭われた方もあったわけですけど、やっぱりそういうことのないようにしていくには、犬の頭数の把握、狂犬病の予防接種の把握、これは本当に必要なことだと思うんです。法律の上では、町にそこまでの責任があるような体制をつくることについては制度的にはないのか。町として独自で考えていける方向を考えることはどうなのか、その2点お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、お答えをさせていただきます。

この犬の登録につきましては、狂犬病予防法というところの法律で規定をされております。

第4条に、犬を取得した日から30日以内に市町村に犬の登録の申請をしなければならないと。また、注射に関しましても、犬の所有者は、その犬について狂犬病の予防注射を毎年1回受けなければならない。このような規定であります。全て所有者の義務ということになっております。

町といたしましても、現在登録をしている方には注射をしていただく、公共施設でしていただくような案内文書であるとか再通知をさせていただいております。登録につきましても、その注射につきましても広報していくという方法で登録を呼びかけるというふうで現在考えているところでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 犬の問題につきましては、私個人的に思うんですが、これはやっぱり飼

い主のモラルの問題だと思います。

これで、今、議員がおっしゃられた狂犬病、犬の登録の問題も非常に重要なんですが、一方で最近よく話題になっているのは、東京都の小池知事も公約に掲げていました。犬猫の殺処分の問題ですね。結局飼い主が飼えなくなって捨てて、そしてそういった子たちが命を半ば保健所によって連れていかれて亡くしてしまう。こういったことはある意味、人間の身勝手ではないかと思っております。実は私のうちも猫3匹おるんですが、いずれも保護猫ということで、拾ってきた猫を飼っているんです。多分この議員の中にもそういった方がいらっしゃると思うんですけど、やはり命を大切にすることというのは非常に重要だと思いますので、いろいろな折に飼い主としての責任というのをやはり訴えていく。これは条例とかそういうことは別にして、今、部長が申し上げたように、法律で決められているけど、これに従っていただけない方、残念ながらやっぱりいらっしゃるということですので、その辺りは小まめにしっかりと啓発していきたいなというふうに思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、次に参ります。

第5款 農林水産業費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、次に参ります。

第6款 商工費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、次に参ります。

第7款 土木費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 98、99ページですが、7款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費の中に所有権移転登記手数料というのがありましたが、これはどういう事業なのか教えてください。

100ページと101ページになりますが、3項 河川費、1目 河川維持費の中で幹線排水路浚渫清掃委託料で排水路の行われたのが延長175メートルとありますが、これはどこで、毎年どこかを一定の順番にとか、どんな形で事業を運営していらっしゃるのかお尋ねします。

もう一つは、松枝の排水路ですが、田代から始まって門間へと行っていますけれど、門間の

一番下のところ、あの辺りについては流れが悪いといったらいいのか、逆川とつながるところの辺ではないかと思えますけれど、あの辺の改修というのか、土手をしっかり造っていくこととか堤防というのか、何か必要のように思っておりますけれど、あそこについては私だけでしょうか。ほかからそのような声は出ていないでしょうかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

まず、道路新設改良費の道路整備調整事業のうちの所有権移転登記料15件についての御質問でございますが、こちらにつきましては4メートル未満の道路の拡幅等によりまして寄附をいただいた分についての町への所有権移転の手数料になります。それから、4件が開発行為、いわゆる住宅の開発、分譲住宅等のそういったところの開発で寄附があった分についての所有権の移転についての手数料になります。

河川維持費の河川維持修繕事業の中の排水路の浚渫についてでございますが、こちらにつきましては特にこの場所をやるという形で決めてはおりませんが、地元の住民の方より御要望いただいた分について、土砂の堆積が確認できた分で非常に流れが悪くなっているようなときについてはその御要望に従って浚渫を行ったものでございます。

松枝幹線排水路の笠松町内の一番下流部分、下門間地域ですが、流れが悪い等改修してほしいという要望等は私どものほうには寄せられておりません。

浚渫の175メートルについては、ちょっと今のところ手元に資料がございませんので、複数ありますので、また何かの折に御説明させていただきたいと思いますが、場所を特定、あらかじめ決めてそこしかやらないということではございませんので、御了解いただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの排水路の掃除の件ですが、要望があつて調査して砂だとかごみだとかいろいろが10センチ以上たまっていたら清掃してくださるというふうで、私はずっと町民の皆さんにも、たまっておると思ったら言ってよねという話をするんですが、そんなことでこのことについてはいいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 長野議員さんのおっしゃるとおりでございます。

御要望があつたときに確認をして、土砂が堆積10センチ以上あれば浚渫をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの松枝校区の排水の最後のというか、逆川につながる部分のところの下門間の、笠松のほうからいきますと右のほうに家が何軒かある、たしか一番端が堀さんというお方だと思いうんですけれども、その辺りのところ、雨が多く降るといつも周りを含めてべちょべちょになっているのを私は何度か行き会っているんですが、少しその箇所を検分していただけたらと思いますので、要望しておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に参ります。

第8款 消防費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この消防の中で第一分団のところのコミュニティ消防センターの賃借料146万4,000円、中部電力の土地で建物の半分くらいと、それから私たちがいつもあそこで消防の事業があるときに止めさせていただく駐車場の部分の中電のものだということですが、ここをこのままずっとこうした借地料を払っていくのがいいのかどうなのか検討してみたらどうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これは相手先のある話なので、今すぐには難しいですけど、将来的に公共施設の総合管理計画の中で、それらも含めまして、もし我々が取得できるほうが得なら取得しますし、賃貸のほうが長期的に見て得なら継続すると、そういった意味で判断していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この決算の論議の中で、教育の分野では中央公民館が借地、こども館も借地、そしてこのコミュニティセンターということですが、町として借地料を払い事業をしているところってほかにありますか。あったら、どこでどれくらいあるのか教えていただきたいと思ひますし、検討を町長が言われるようにしていく機会をつくったほうがいいのではないかと思いますので、教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 大きいところしか記憶がないんですが、下羽栗にあります第4水源地、あそこを年間100万円ちょっとで借りていると思ひますし、緑町墓地の駐車場も固定資産税相当額でお借りしています。中央公民館で年間500万円とかそういった金額でお借りしています。あとは名鉄の駐輪場、ここもお借りしていますので、先ほど町長が申しあげましたように、建

物総合管理計画を策定しておりますので、その中で議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかにはありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） 100ページの消防費、非常備消防費で1,896万1,000円、これは操法大会だと思いますが、令和2年度に向かって補正で減額していると思うんですが、この県大会は令和3年度へ繰り越したのか、一応取消しになって、また当番町として令和3年度にまた出場するようなことで今年度の予算に入っていたか。どんなふう処理してあるのか、そこら辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

消防の大会は笠松町の当番だと思いますけれども、令和3年度にもう一回、来年オリンピックとかパラリンピックがあるような状態で、またこのコロナが終息するかしないかというようなことで大変消防団の方も連日いろいろと訓練等にも規制があつてなかなか思うようにいかないようなことを聞いているんですが、そこら辺の決算認定に当たってのこの1,800万円の処理はどんなふうかお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

議員さんが今おっしゃってくださったように、本年度笠松町が郡の代表として県の消防操法大会に出場する予定でございました。そういった状況の中で、今年度については中止という発表がされたところでございます。

この大会については、今後1年ずつ先送りしていくというようなお話は承っておりませんので、状況ではなくなって、その後また予定どおりというような形で進んでいくのかなという認識はしております。一度、事務当局のほうにも確認はさせていただきたいと思っております。

当年度には認定の中では費用弁償ですとかそういったような訓練費用の手当を措置しておりましたけれども、訓練が本格化するのが今年度始まってからになりますので、若干の支出はさせていただいたという状況になります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 活動自体はもちろんあると思いますけれども、この1,800万円の中には訓練手当とかいろいろなものが入っていると思うんですが、それでこの処理としては、一応認定はこれで終わるんですが、令和2年度に向けてはまた同じような予算を組んであったのですか。令和3年度に行くのか、もう一回、分かれば。大会自体は繰延べでまた令和2年度は中止になったんですけれど、令和3年度同じ体制でいくのか、そこら辺。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 説明が十分じゃなくて申し訳ないです。

今年度、令和2年度については中止ということで、令和2年度のものを令和3年度に1年ずつ送ってやっていくというふうな通知はいただいております。基本的には今年度は、中止で、あと令和3年度以降はまた今までの計画どおり進んでいくというような認識でおりますが、また事務当局にもその辺りは照会をして、確実な形で認識してまいりたいと思っています。

令和2年度については、不執行の部分の予算が生じてまいりますので、その部分については、今後また補正等で減額等しかるべき予算措置をさせていただきたいと思っております。

あと、これが来年度行われるかということは、そういうふうに送られていくというような認識は持っていないですけれども、事務当局にはいま一度よく確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

続けます。

第9款 教育費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○6番（田島清美君） 103ページの9款の1項のところなんですけど、外国人英語指導助手委託というところで1,000万円ほどですが、前年は10万円ぐらい安かったんですけど、これは英語の先生の値が上がったのか、どういうふうになっているのかということをもっと教えてほしい。保育所も今行っていると思うんですけど、保育所、小学校全部込みの料金ですよという確認と。その下の中学校生徒の悩み相談や心のケアに当たるため、心の教室相談員を設置ということで、うちの子供も紙をたまにもらってくる時があるんですけど、これは一体どんな状況になっているのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

102ページ、103ページのまず特色ある教育活動推進事業の中の外国人英語指導助手委託につきまして、前年度より10万円ほど増額になっているといたしますのは、消費税の増税分でございます。それで、小学校、保育所ですけれども、登校の実績でございます。中学校には179日、3小学校で189日、3保育所に26日授業を行っていただいております。

学校心の教室相談員設置事業につきましては、この心の相談員という方は学校の実情を理解し、面談等により心の教室相談員として適切であると教育委員会が認めた者に笠松町長が委嘱して相談に乗っていただいております。業務の内容といたしましては、児童・生徒のストレス

を和らげ、心配事や悩み事を抱える児童・生徒等の悩みの相談、話し相手、不登校やいじめなどを未然に防ぐために、家庭や地域、学校間との連携支援、学習室登校の生徒の教育相談や学習支援、学級担任、学習支援員との連携を行う。子どもサポートセンタースマイル笠松の相談員と連携を図りながらセンター経由で登校の生徒の指導の対応に当たっていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 英語教室のほうは分かりました。教室相談員は今説明されたことは分かっているのですが、その生徒が毎回毎回相談に見えるものなのか、その辺の状況はどういうふうに把握してみえるかということと、その悩み相談を生徒がして、それが改善されているかどうかということを知りたい。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） では、現状をお答えさせていただきます。

子供たちの中には学校に登校はできるけれども、なかなか教室には入りづらいというお子さんもいらっしゃいます。そういったお子さんに別の教室で居場所となることを確保して、その中で心の教室相談員という方が本人の悩みを聞いたり、あるいは何か困ったことがあったら助けてあげたりと、そういうようなことを行っております。

現在何人の方が利用されているかということですが、私が聞いている範囲では、3名から5名ぐらいの方が、毎日ずっと1日ではないですけれども、来られる時間に来て、そしてみんなと一緒にできる時間は教室に戻ると、そういう利用をされております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） これは中学校にしても小学校にしても一旦こういった悩みを抱えて学校に行けなくなるとか、先生がきっかけで、担任の先生が嫌ということで授業に出られなくなったという子もいたのです。結局その子もいろいろ相談とかに乗ってもらっていたみたいだけど、結局1年は保健室に見えたそうです。やっぱり大変大事なときなんで、なるべく教室に入れるようにしていただけるようによろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 同じく102、103ページの、今、田島さんの質問の中にもありましたが、実際に今、笠松町の小学校、中学校のいわゆる登校拒否、学校に出ていないという人数をつかんでいらっしゃったら教えてください。



○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

今現在、学校に通っていない児童・生徒数までは分かりませんが、スマイル笠松へ今通っている児童・生徒数でいいますと、笠松小学校がお一人、松枝小学校がお一人、下羽栗小学校はゼロ、笠松中学校が2名ということで、合計4名でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今スマイルまででも出てきてくださっていたり、それから先ほどの保健室だとか教室外でも出ていっていらっしゃる方は、この心のケアをしてくださる方などで随分お役に立っていただけるんじゃないかと思うんです。けれど、全く家にいるという状況の中学校の生徒でしたけど、おじいさん、おばあさんから相談があったりして、これは大変だなあ、取りあえずはお母さんにお目にかかりに行こうかと思ったりしているんですけど、学校としてはその辺りきちんと区別した形や、この夏休みの前ぐらいから行かなくなったとか、最初から来ていないとか、いろんな方法でも違って来るだろうと思うんですけど、そのつかむ努力というのはどのようなか、一月ごとに報告など教育委員会として人数把握はされているのでしょうか。きちっと把握してもらっていったほうがいいようにも思うんですが、その状況を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） 教育委員会としては、毎月学校から欠席の多い児童の報告を受けております。欠席日数が毎月7日間以上の生徒につきましては報告を受けております。そうしましてから、長期の休みの前、夏休み前、それから冬休み前には30日以上の子供も併せて児童・生徒も報告いただいております。今手元に統計の資料がないので数は申し訳ございませんが、その人数、氏名、状況までも把握はしております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 質疑の途中ですが、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） 先ほどの御質問で、現在の不登校の状況ということでございますが、一番新しい統計でございます。7月ですけれども、7日間以上の欠席なんですけど、小学校が3名、中学校が16名ということでございます。

それから4月から7月までの統計で30日以上、この児童・生徒に関しましては、小学校が1名、中学校は10名ということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今お答えいただきました人数は、笠松町の小学校と中学校のことですよ。

そのお子さん方の把握というのは先生たちは苦労していらっしゃると思うんですけども、どうされているのか。取りあえずは対応されているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） 不登校児童・生徒の子供たちへの対応についてお答えさせていただきます。

学校では、まずこうした生徒を未然に防ぐという対応を第一に考えております。

その一つとして、学校が来て楽しいと思えるような魅力ある学校づくりをどの学校も推進しています。子供たちに自己肯定感を育み、そして自己有用感を感じさせるような、そういった学校づくり、学級経営を目指しております。

そして、兆しが見えたお子さん、学校の登校渋りであるとか、あるいは欠席が1日、2日続くという、そういったお子さんを素早く察知して教育相談、あるいは早めにスクールカウンセラーさんのそういう心の専門家の方々に御相談を受けて、未然防止を図っているところでございます。

それでも日にちが長引いてしまった、そういったお子さんに対しては、先ほども話が少しありましたが、スマイル笠松のほうへ支援を依頼したり、心の相談員さんの別室での指導をしたりと、そういったことをして少しでも子供たちが安心して学校へ行けるような環境を保護者と連携しながら行っているところでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありますか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○5番（川島功士君） 同じように102ページ、103ページの9款 教育費、教育総務費の中の学校教育推進交付事業ということで学校教育推進交付金として各校10万円というものが支出されておるわけですが、前年度までは学校活動支援交付金として別途上乘せした形で支出されておりました。これについて、学校側はなくなったということになると思うんですけども、学校側の状況というのはどのように対応されているのでしょうかということですね。なくなるということについて、もちろん町が設置した学校なので払えないと言えればのむしかないと思うんですけども、その辺のところというのはどのような形で町としては減らした分をケアされている

のかということと、今の不登校について、朝起きて、子供が学校へ行きたくないと言ったときに、保護者の方はまずどこへ相談したらいいか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） 子供たちの相談先ですが、まずは当然学校でございます。それから、子供たちにはスクールカウンセラーさんという存在を認識していただいております。ですから、学校の先生以外でも相談できる方がいるよということを伝えていきます。また、スマイル笠松にも相談窓口がございますので、そちらにも相談できるということで案内をしております。そして、県の相談窓口、子ども相談センターの相談窓口、こういったものも電話番号をチラシに書き記したものを定期的にお配りして、子供たち、そして保護者に知らせているところでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

102ページ、103ページの学校教育推進交付事業の件につきましてお答えをさせていただきます。

平成29年度までは50万円の交付金、それ以降1校当たり10万円にさせていただきました。こちらは学校独自の特色ある教育の推進を図るために交付金を支給しておりまして、飲食関連等や交際費とか職員の人件費等、通常の事務の充当経費は対象外としております。毎年年間計画書、実施内容の費用等を出していただいております。それを毎年度実績が出てきた時点でいろいろと検討、精査させていただき、学校と校長会等で協議をさせていただいて10万円にさせていただきました。

もし急に何か学校で困っているところ、事業で使いたいという事業が出てきましたら、そのときは要望を受け、そこでまた予算を措置させていただくということで学校とはそういう協議をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） この平成30年度の決算認定資料によると、今、50万円だったというのは僕も記憶があるんですけども、学校教育推進交付金として令和元年度と同じ10万円が支出されていまして、学校活動支援交付金として各校30万円という記載があるんです。合わせると40万円ということで、平成29年度までは50万円でそれ以降は10万円という今答弁だったんです。そうするとこの40万円というのはちょっと違うことになると思うんですけど、その辺はどういう答弁の内容だったのですか。なぜこのようなことを聞いたかということ、実は学校の先生から相談を受けまして、こういうふうになったので、何とかして費用を捻出したいと。資源回収の量も減ってきたし、買取りの価格も減ってきたしということで、何とかならんやろうかという

ような御相談を受けました。学校そのものがお金をもうけるということができませんので、PTAとしてこういうことをやったらどうですかというようなことをお話しさせていただきましたが、そういう御相談を受けたということもあって今のような質問をさせていただきました。

もちろんその都度協議するということがないので、いいことも悪いこともあるかとは思いますが、全部学校の言うことを聞くということは当然できないとは思いますが、どのようなスタンスというか考え方で判断されているのかということについてお伺いします。

それともう一つ、不登校の相談先なんですけれども、岐阜市の方で中学生のお母さんから、どこへ行ったらいいやろうかという質問を受けて、もちろん笠松町の方も以前、過去には何人もございますけれども、たまたま昨夜そういう岐阜市の方から質問を受けまして、岐阜市のごとはよく分からないので、不登校の子が行くそういう多分施設があるはずだから、まずそこへ行ってみたらという話をさせていただきました。

以前、笠松町でも何人かの保護者の方から不登校の御相談をいただいたことがあります。そのときに、学校へ相談するというのはとてもしづらいような雰囲気でした。特に担任の先生というのは、悪い言い方をすると、自分の子供を人質に取られているような感覚というのは保護者の中にはどうしても、私もそうでしたけれども、そういうものというのはどこかあると思うんですね。それで、教育委員会がやっていて学校とは別で独立していてそういうスマイル笠松みたいなのところがあるから、前の清水先生という方がメインでやっていらして、今でもお見えになって、今度若い方にメインはバトンタッチされたんですけれども、その方が大変親身になって相談に乗ってくださいますので、一回まず学校に行くのが気が重ければそこへ。同じ教育委員会の施設だからよそに漏れることもないし、心配ないからまずそこへ行ったらというアドバイスをしてきたわけなんですけれども、それで何人かの方々がいい方向に向かっていったという経験がございますので、そういう方法でよかったかどうかということですが、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） それでは、子ども相談窓口について説明させていただきます。

岐阜市の場合ですと、エールぎふというところがございまして、そこが一つの窓口になっています。そして、笠松町でいいますと、今、議員さんお話しのとおりスマイル笠松さんが中心になってやっております。当然、教育委員会でも保護者の方から相談を受けるところもございまして、ぜひそういったことも活用いただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

学校教育推進交付事業につきまして、昨年は学校活動支援交付金という篤志者からの寄附金が財源ということで、教育振興事業費として組みさせていただいて学校へ支出させていただきました。

先ほど言いましたように、実績報告が出てきた段階で消耗品のなものも多少ありましたので、そういったものにつきましては令和2年度からは学校管理費の消耗品を増額して対応していただくように説明はさせていただいております。

今後も予算編成のとき、来年度こういった事業、こういった魅力ある事業をやりたいとかそういう要望を聞きまして、計上していきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に行きます。

第10款 公債費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次へ参ります。

第11款 諸支出金についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に参ります。

第12款 予備費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、歳出を終わります。歳出全般についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 説明資料の68ページ、69ページの企画費、企画総務費、これは一例に出すわけなんですけれども、ここの1目 企画総務費の中の情報化推進事業という中で4,697万2,000円が計上されています。今回、首相が替わられて、今度デジタル庁というものができます。そしてGIGAスクールというのも整備が始まって、どんどん普及していくという形になってきます。

この中でも例えば保守料であったり、サーバー借上料であったりデジタルに関連する予算とこの総額が一体どうなっているのかというのが非常につかみにくい状況だと思っております。

情報センターへの委託料も含めて、各項目ごとのデジタル関連の総予算、これから増えていくに違いないと思います。増えていかざるを得ないという方向に日本全体が進んでいると思います。増えていかなければならないとも思っていますし、一番最初、平成十一、二年の頃ですか、庁内にLANを引いていこうというときから推進をしてきた一人としては、総額がどのようになっていくのか、そのことについて、例えば予算、決算について議会に対して報告していただきたいという、分かりやすい見える化資料という形で出していただけないだろうかというお願いなんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

情報化、デジタル関連の予算、決算の分かりやすい資料ということでございます。

今後、このデジタル庁もいろいろできる予定でございます。いろんな中でデジタル行政についてどこまでこの内容ができるかというのもいろいろ見ていかないと考えております。今、川島議員さんが言われましたその資料につきましても、一度検討をさせていただきたいと思っております。ただ、この決算資料につきましても、各事業立てで行っておりますので、ここに載せるべきか、また違う場で御説明をするのかというのも含めて検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

決算資料、予算資料にそのまま上乘せする必要はないと思いますけれども、何らかの形でデジタル関連の予算が一体どれぐらいあるのか、総予算の中で何%を占めて、今後どうなっていくかというのは、町の財政上非常に重要な課題だというふうに思っていますし、間違いなく増えていくと思います。ましてやGIGAスクールが入ってくることによってタブレットの買換えの問題であったり、いろんなことがどんどん起きてくると思います。なので、ぜひともそういう分かりやすい見える化という形を取っていただけるようお願いをしたいと思います。

それと、以前から話しているんですけども、例えば情報センターの委託料ももう随意契約のような形で、基本的に情報センターそのものが性善説という形の中で進んでいます。どこの自治体だって、あそこの委託料が安いと思っている自治体はないと思うんです。その辺のことを例えばいろんな市町が、それが一体どれぐらいあるのかというのが皆さんの市町で分かるとうると、あそこは副市長、副町長さんなんか役員に入っていたと思うんですけども、みんな話合っって安くするお願いをしてみようとか、どうしたらいいんだろうかという検討をしていただくということもできると思うんですよね。そんなようなことも含めて検討を前向きによろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） 3つございまして、まず1つ目は75ページの社会福祉費、1目 社会福祉総務費の一番上の地域福祉推進調整事業ですけど、ここに社会福祉基金積立金のところで、今残高が2,071万9,434円とあるのですが、これは多分何かバザーとか何か行事をされて福祉にお役立てくださいというふうで御寄附された金額がたまっていると思いますけど、これはどういったところに使われるのか、どういったところでしたら、例えば何か出して助けてほしいという方がいらっしゃったときに使っていただけるか教えてください。

2つ目が101ページの3項 河川費、1目 河川維持費の一番下で、洪水ハザードマップ作成事業、洪水ハザードマップ作成業務委託料のところですけど、これは先日頂きましたハザードマップの印刷代、冊子の代金だと思うんですけど、この印刷に関しては、笠松町の町内外の業者さんのどちらかが印刷されたとは思うんですけど、どういった感じで業者を選定されたかとか、町内の業者さんにもそういう作成があるというふうな旨は御連絡があったのかを教えてください。

最後、103ページの真ん中の消防施設費のところの右のページで四角で囲ってあります防火水槽と消火栓についてなんですけど、これはいざ火災が起こったときに消防車が来て消火に当たるときに利用するものだと思うんですけど、これの場所につきましては、地図とかそういうものはありますでしょうか。

先日もあるところで火事があったときに、消火栓はどこだというふうで探しているような雰囲気もありましたし、それは地元の消防団の方が把握されているとは思うんですけど、たまたま地元の方が不在だったときに、どこにあるのか現場に着いてから探すでは一分一秒を争うような消火活動の中で時間がかかってしまうことになると思います。もしその水槽と消火栓について場所が分かるような地図がありましたら、これは教えていただけるものか。以上の3点お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 100ページ、101ページの河川費、ハザードマップ作成事業に係るハザードマップの印刷の関係でございしますが、今回のハザードマップ作成の委託業務の中には印刷も含めて発注しており、分離発注というのは今回しておりませんので、町内の別の印刷ということは今回は考えておりません。全部一括での発注ということになります。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私からは74ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中の地域福祉推進調整事業の社会福祉基金についてお答えをさせていただきます。

まず、この寄附金に対してはこの基金に積立てをさせていただきました。

そして、その基金の目的といたしましては、社会福祉についての関心と理解を深め、かつ福祉事業を実施するための資金に充てるためにこの基金を設置しているということでございます。

元年度にはこの基金を活用した事業はございませんが、今申し上げました目的に沿った事業等々にこの基金を充てるということでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私からは3点目にお尋ねをいただきました消防防火水槽、消火栓についてお答えをいたします。

その設置箇所につきましては、当然広域連合消防署や消防団は位置図等は把握をしておられるところでございます。

また、必要等がございましたら、こちらにあるということはお示しできますし、またそれぞれ防火水槽や消火栓のところには標示看板や路面標示等がしてありますので、そちらで地域で御確認いただくこともできるかと思えます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○6番（田島清美君） 95ページの塵芥処理費のところのごみ収集の処分事業で、笠松競馬場の馬ふんの件で4,500万円ほどあるのですが、これ、以前豚コレラの関係で、農協さんが笠松町のこの馬ふんを前は受け入れてくれていたけどできなくなったとお聞きしたのですが、これは今年度だけなのか。今後どういうふうに、コロナのほうで豚コレラの話あまり聞かなくなって落ち着いたのかという感じですが、今後どういうふうになっていくのか、教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、94ページ、95ページのごみ収集・処分事業の笠松競馬場の馬ふんについてお答えをさせていただきます。

今、田島議員さんが言われましたように、豚コレラの関係で平成30年9月からJAの堆肥センターに持込みができなくなりました。このセンターにつきましては、総合的に豚コレラの影響がなくなっても持込みがもうできないということになっております。それで、この馬ふんにつきましては廃棄物として処分をしなくてはならないということで、今後もこれは続いていくものになります。

この馬ふんにつきましては、やはりこれだけの量がございます。平成30年度につきましては9月からでしたので半年分で約2,500万円、令和元年度につきましては4,600万円ということで、2,100万円ほど増額になっております。1年間で見ますと、笠松町分だけで4,600万円というのが今後も続いていく。町といたしましては、こちらの馬ふん、事業系のごみでございますので、



事業主であります競馬場さんに削減というものをお願いしていくということになりますが、これは一般廃棄物ということで、町としても総括的処理責任というものがございますので、競馬場さんと一緒になってこの減量化に向けていろいろと協議を進めているところでございます。

競馬場さんにも業者から減量ができるお話とか馬ふんを引き取っていただける方の情報も入っておるそうです。そういうことで競馬場さんと一緒になって進めていくわけでございますが、最終的にはこの事業主である競馬場さんがどのような方法にするかという判断になってきますが、町としてはその減量に努めていただくように今後もお願いをしていきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） よく分かりました。

これ、以前民間の業者の方が議会に来て、馬ふんを肥料に変えるといいというように説明も受けましたよね。町として行うというのも難しいと思いますけど、今後、こういったふんを利用して、また競馬場の馬ふんからこういうふうになりますよみたいなことも工夫していただいて、なるべくごみを減らすように、競馬場にも町から言っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 70ページ、71ページのふるさと納税についての質問をさせていただきます。

委託料で100万円ちょっとあるんですが、これはどのような業者でどのような仕事内容かということをお聞きしたい。平成23年以降からずっと行っておるわけですが、ここ近年二千四、五百万円ぐらいで頭打ちになっているようです。戦略的事業を実施するということで、1,150万円ぐらい予算が組んであるわけですが、どのような方法で戦略事業を行うのか、その辺のところを教えてくださいたいと思っております。他府県になりますと、いろいろマスコミを使って宣伝して、商売上手な自治体がありますが、笠松は宣伝効果をもっと上げるような戦略をしていただければこの二千五、六百万円というよりも最初の頃の3,000万円を超した時代へつなげると思いますが、どのような方法で戦略をされるのか教えてくださいたい。

それからもう一つ、69ページ、定住促進助成金ということで83件があるわけですが、その割には人口が増えていないというふうに思っていますが、これは他府県からの人と地元から新しく新築された家と、この辺の比較を教えてくださいたいと思います。以上です。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、70ページ、71ページ、一番上にありますかさまつ応援事業につきましてでございます。

岡田議員さんが言われる委託の関係ですが、今年度補正予算で出させていただきました委託ということで、現在2社ポータルサイトを使っておりますが、新たにもう一社増やさせていただきましたまして、さらに業務委託もするというので、この補正予算で御議決いただいた関係で進めていきたいと思っております。

今まで職員が行っていた業務につきまして、委託業者で行っていただく部分が出てきますので、町といたしましてその分新たな商品を開拓していきたいということで営業に回っていくということも進めていければと思っております。

また、今後の進め方といたしましても、現在単価の低い商品がたくさんありますので、高い商品というものも考えていきたい。いろいろな組合せでほかの業者、各異業者の組み合わせた商品なども検討していきたい。それによって寄附額も上げていきたいと思っております。

そのPRにつきましてもポータルサイトを増やしたことによりまして、住民の方が見る機会も出てまいりますし、現在町の公式LINEでふるさと納税の商品もいろいろとPRさせていただいておりますので、そういうもので周知も努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私からは68ページ、69ページの定住促進事業の状況について御回答させていただきます。

この事業につきましては、定住の促進を図るという目的の下、平成21年6月に条例を制定させていただきましたまして、新たに新築住宅を取得された方等に新築住宅に係る固定資産税相当額を軽減するという制度で実施をしまいったものでございます。

この制度につきましては、平成29年1月1日新築住宅取得分までということで、制度自体は終了いたしております、この83件というのは、3年間ないし5年間の助成期間がございますので、残留分に係る助成金の支出額でございます。

人口の動向についてでございますが、新築住宅を取得されました方にアンケート調査を実施させていただいております、かいつまみで直近のところでは申し上げますと、平成28年に建築された方の中では該当者が87名いらっしゃいまして、そのうち町内在住、いわゆる建て替えの方が51件、転入者の方が36件、36件のうち県内からの居住者の方が27件、県外からの方が9件といった状況になっております。そういった状況の中で建て替えの方と転入者の方も一定数はいらっしゃいましたというふうな状況になっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

ふるさと納税ですが、町長に気持ちをお聞かせいただきたい、この間企画部長にもお話ししたんですが、ある村が1億円の納税需要があったと。いろいろ考えて何かもっと、商売とはおかしいんですが、増やしたいということで小さな人口6,000人ぐらいのまちですが、村長が気がついて、5万円以上納付された方には直接村長がお礼の電話をしたり、苦情とかそういうものがありましたら、いろんな話で村長が直接そういうところへ電話して、それによりリピートが増えまして、今は8億円の納税需要になった。宣伝の方法をこれから考えてもらって、やはり町の行政を商売というとおかしいですが、せつかくやるんですから、何かいい方法をこれから模索していただきながら増やしていただきたい。商品を増やすのはもちろんですが、商品はいろいろ魅力あるものもです。町長が公務が終わった5時過ぎから1時間ぐらいを割いていただきながら、何万円以上の方にはいろいろ、こういうふうですよ、こういうふうでありがとうございます、こういうこともやっていますよといろいろな宣伝していただければまた増えると思いますので、ぜひその辺、町長の気持ちを聞きたいと思っておったんですが、よろしく願います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

ふるさと納税に関しましては、御承知のように、笠松町は非常に財政的に厳しい中、非常に魅力的なものであります。一部の自治体が、言葉は適切ではないんですが、やりたい放題をしまして、総務省が非常に厳しい規制をかけて、返礼率が3割以下であり、また特産品に限るというようになったわけではありますが、議員のおっしゃられるとおり、まだまだ笠松町は伸び代があると思います。私自身も機会があれば、トップセールスというような形で高額の方にはまた改めてお礼を言い、引き続き御愛顧をお願いしようかなというふうに思っているんですが、ただ商品を、返礼品がありますよというだけじゃなかなか、これは全国1,700以上の市町村が皆さんライバルなわけです。その中で同じような商品、特に北海道や九州とかおいしいものがあるところにみんな流れちゃうんですね。ですから、返礼品だけでなく、まず町の魅力をしっかり訴えて、以前にもお話ししましたように、ブランド、笠松をよく知っていただく。そのためには木曾川や笠松競馬場や、あるいは歴史と文化、お寺もたくさんあります。そういったものをトータルでまず笠松町を知って、そして実際にここで例えばみなと公園とか競馬場に足を運んでもらって、そこで過ごして、ああ、笠松っていいなあとか、あるいは人づてに、笠松町、いろいろ面白いことをやっているねということで、どこかで笠松という名前を聞いたことがあると。その中で幾つか同じような商品がある中で、この笠松を、ちょっと試しに取ってみようかなというふうに広がっていく、そういったまず環境からつくっていきたいと思っ

おります。

それで、一方でやはり事業者の方々にも積極的に協力していただかなきゃいけないかなと思います。実は、先ほどこの議会が始まる前に部長と話しておったんですが、各務原の河川環境楽園で「ねこねこ食パン」というのがあるんですね。これは非常に今売れておりまして、私もあそこのオアシスパークの名前だけなんですけど役員なんですけど、そのパン屋さんができたことによって、売上げが大きく伸びたというぐらい非常に寄与しているんです。ですから、今話していたのは、このふるさと納税、ちょうど今、笠松のふるさと応援基金で、今断トツで1位が食パンなんです。ですので、新たに「うまうま食パン」みたいなのを、ちょっとパクリではございますが、そういったものも考えて、食欲に注目を浴びて、そしてさらに事業者の皆さんも潤っていただく。やっぱりそれは町だけでなく地元の事業者さんもうかってこそウイン・ウインの関係ですので、そこらあたりもしっかりと巻き込んで、議員はいろいろお顔が広いので、またそういったところで面白いお店があるよとか、いろいろ協力してくれそうな事業者があるよということをまたお伝えいただければ、うちの担当課、必要であれば私自身もお願いに上がりますので、ぜひとも御協力をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

思いが通じたようですので、ぜひそのように笠松町を宣伝しながら頑張っていたいただければ、またふるさと納税のほうで、楽になるっておかしいですが、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の取組の中でちょっと私、うっかりしておりましたが、年1回リピーターの方には会報的な町の行事とか取組についてお知らせを出しております。そういったこともこれから継続して、ただお知らせするだけじゃなく、ちょっと笠松町について面白い、そういうユニークな紹介もしていきたいと思っておりますので、その辺りもよろしく御理解お願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 104ページ、105ページですが、2項の小学校費、また中学校費も併せてですが、事務員さんと用務員さんがそれぞれの学校に1組ずつ配置されているようですが、このコロナの中で、子供たちにさせられないということで、トイレや教室の清掃などを先生方が子供が帰ってからやっという話があちらこちらで聞こえてきているんです。事務員や用務員さんにやっていただくということではないんですけど、今後、何とか先生たちの負担を軽くしていくための対策というのは考えられているのか。また用務員さんに

も、事務員さんは当然学校の事務の先生方の代行してやっていたらいい分もあるだろうと思いますが、用務員さんには人によって相当違うんですよね。学校のそれこそ暇なときは草取りまでして下さるような用務員さんもおれば、全く言われた用事だけとっては悪いですけども、以内で済まされる方といろいろあるし、体力の問題もあるかもしれませんが、どこまで用務員さんたちには要望されているのか、仕事の中身として。

時間的には先生方の出勤と同じ時間帯になっているのか。要するに働く条件がどのようなになっているのかお聞きしたいと思いますし、その学校の清掃の問題などは今後どうされていくのか、そんな方向があったら教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 質疑の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 質問を引き継いでまいりましたので、お答えをさせていただきます。

コロナ予防対策ということで消毒作業の大変さということをお尋ねいただいたと記憶をしておりますけれども、現在、いわゆるコロナウイルスというものはどういうものなのかということが大分解明されてきているということもありまして、文部科学省からもガイドラインが新しく出ております。特に消毒作業が必要なところは人の手がたくさん触れるドアノブであるとか、取手であるとか、そういったところは1日に1回消毒をしましょうと。あとは子供たちの掃除も行っている。家庭用の洗剤といいますかそういったものも使って掃除をしてもいいとガイドラインが変わってきております。その分負担が減ってきたということと、あとは支援員さんたちの御協力を得ながら少しずつ少しずつ負担軽減を図っているところでございます。

予防策で一番大事なことは、結局手洗いをきちっとするという、そこからうつらないという、それをまず第一に考えていくということで、その辺のところを特に今力を入れて指導しているところでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

104ページ、105ページの中の学校管理費、学校管理事業の中の臨時職員賃金、事務員、それから用務員等の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、事務員は、業務内容といたしましては、図書事務と給食業務、配膳の準備等の業務を行っていただいております。勤務時間としましては、7時45分から16時15分、休憩時間は12時

から13時までということになっております。

用務員さんは、業務内容としましては給食の受入れ・仕分、清掃業務、主に花壇とか廊下とか、そういったところの清掃業務を行っていただきます。勤務時間につきましては、7時から15時30分。休憩時間につきましては12時から13時までということになっています。これは令和元年の勤務状況でございます。

教員の負担軽減ということで、今回の議会におきまして補正予算で校舎の水道の蛇口のレバー式への変更を工事請負費として計上させていただきました。

これは従来のハンドル式ですと、手洗いの際に開閉時に蛇口を握りますけれども、レバー式ですと手の甲とかと肘で開閉できますので、感染リスクを減らすことができ、また教員の方の負担も軽減できるということで、今回補正予算を計上させていただきました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 水道の蛇口の出し入れのは、中学、小学校全部今年度ですよ。

既に完成してしまっていると、使えるようになっていっているとしていいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

校舎の水道の蛇口のレバー式の変更につきましては、中学校につきましては教室の一部は終了しておりますが、この定例会で補正予算を上げさせていただきましたので、今後交換していくということになります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、第65号議案全般についての質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、令和元年度笠松町一般会計決算の反対討論をさせていただきます。

一般会計の歳入合計は71億2,835万9,238円で、歳出は67億7,499万1,041円、差引残高は3億5,336万8,197円でした。

施策ではハザードマップの作成やブロック塀の倒壊の危険を防ぐための助成制度の拡充、子

育て、また教育での学習環境の充実などが進められました。10月には消費税が8%から10%に引き上げられ、町民の暮らしや営業への負担は重くなりました。弱い者いじめの税制です。税金は所得の多い方からしっかり頂く制度に政治が変わることを強く求めていきたいと思えます。

そして、武力による抑止ではなく、どこの国とも対話で理解し信頼を築く政治を目指すことを求めている日本国憲法を尊重するという点からも自衛隊の募集事業を認めることができませんので、第65号議案 令和元年度笠松町一般会計決算認定に反対します。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

令和元年度の当町の歳入では、自主財源の大部分を占める町税において、前年比0.8%、約2,270万円の増加にとどまり、景気回復は大企業や大都市にて先行しており、地方社会にはあまり浸透されなかったものと考えられます。

また、今年の前半期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で産業や雇用、個人消費が大幅に落ち込み、政府による様々な景気向上施策が講じられているものの景気動向指数が3か月連続で悪化するなど、当地域の経済情勢の先行きはいまだかつてない不透明な状況にあります。

こうした財政事情の厳しい中、町が直面する喫緊の行政課題に対して適切に各事業が実施されました。

まず、大規模災害の備えとして、防災備蓄品の定期的な更新や災害用トイレ処理セットの拡充を始め、アルミシートブランケットを新たに備蓄するなど、避難所環境の充実を図るとともに、浸水対策として平成28年度から計画的に実施してきた円城寺雨水調整池の工事が完成し、供用が開始されました。加えて、最新データを基にした洪水ハザードマップを作成し、全戸配付による防災意識の高揚など、着実に災害に強いまちづくりに取り組まれているほか、防犯対策として青色回転灯専用車両が寄贈され、より効果的なパトロールが年間105回実施されるなど、安全で安心して暮らせる町を築いています。

また、子育て支援として、子育て包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確立させ、安心して産み育てることができる環境を整備し、子育てのしやすいまちづくりに取り組まれたことは高く評価します。

さらに、教育支援では、子供たちの安全な教育環境を確保するため、落下の危険性があった松枝小学校校舎のひさし改修に対する迅速な着手とともに、国際性豊かな青少年の育成を目的とした青少年海外派遣事業では、隔年派遣から毎年へと変更し、姉妹校提携しているイナラハン中学校へ笠松中学校生徒10人を派遣し交流をより深めることができました。

そのほか岐阜大学と連携した新たな事業として、フューチャーセンターを開催するとともに岐阜聖徳学園大学との包括連携協定の締結、笠松駅イルミネーションでは岐阜工業高等学校生徒と子ども会インリーダー生との共同制作に加え、新たに地域企業が協賛により運営へ参画するなど住民協働や産官学連携によるまちの活性化策が展開されました。

中でも地域の皆さんと課題を共有し意見交換をするタウンミーティングの開催や若手職員による柔軟な発想を町政に生かすタスクチームの設置、LINEやツイッターなどのSNSを活用したきめ細やかな情報発信など、新たな取組によるまちづくりは今後も大いに期待されるものです。

令和元年度の起債残高は69億4,592万円と昨年より約1億1,000万円、1.6%減になり、実質公債費比率や経常収支比率は横ばいの一方、将来負担比率は0.5%の増と非常に厳しい財政運営ではありますが、第5次総合計画及び総合戦略の将来像達成に向け、いずれも用途目的に沿った事業を行った上でのことであると考えられますので、令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について賛成します。

○議長（伏屋隆男君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、第65号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第66号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 国保の中で均等割、要するに家族の人数に応じて税を納める形になっていますが、多子世帯の、子供さんが3人以上ある方などについての免除をしていくような動きが各自治体で進められているようですが、笠松町についてはどう考えられているのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 赤塚住民課長。

○住民課長（赤塚暢子君） お答えします。

人数割ですね。こちらに対する考えにつきましては、まず国や県、こちらの動向にもよって



くることになるかと思いますが、当然そちらの金額を下げていくことになるのと、応能、応益、こちらの関係で今度は応益を増やすしかなくなります。全体的な国保税の賦課の方式としては応能、応益が50対50とされている中で、子供さんに関しても世帯でという考えの中の下、お一人当たりの賦課を適正な数字をもって賦課させていただくということで行ってまいりたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今言われるように、応能、応益の50対50という点でいきますと、これは3方式でいくことになるのと、1つは所得割の部分が要するに1世帯の分でどうしても高くなっていきますね、所得に応じてですけど。それともう一つは応益の中の世帯割と均等割のところの均等割の率を高くしている。7割と3割かになっていますよね、それを30と20にするとか。そのその方式をしっかりと改めていくような制度の改革なくしてなかなか町の、特に笠松町のように医療はよくかかるところですと、なかなか難しい部分もあると思いますけど、そうした声をぜひとも制度を変えていくような方向でお願いをしていけるような機会があるときには声を出していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。要望にしておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第67号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第68号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 介護保険の利用者は、該当65歳以上でしたっけ、介護保険を受けられるのは。その中で、今利用者の割合はどんな状況か分かれば教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 議員からの御質問は認定者割合ということではございますが、認定者割合までつかんでおりませんので、認定者数ということでお答えさせていただきたいと思います。

135ページに記載がありますけれども、令和2年3月31日現在の認定者数が1,013人ということで、昨年末の同時期に比べまして31人の増加ということになっております。

要支援の方ですけれども89人で昨年と比べて2人の増、要支援2の方ですけれども134人ということで昨年に比べて4人の減、要介護1の方ですけれど220人ということで昨年に比べて26人の増、要介護2の方は218人で昨年に比べて15人の増、要介護3の方は155名で2人の増、要介護4の方は122名で7人の減、要介護5の方は75人で3人の減ということになっております。増減については以上のようなことになっております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 65歳以上が一応介護保険を使える権利を持っておるわけですが、その割合が出せないということなので、でも増えていって、基本的には要支援1、2、要介護1、2、3、4、5とそういう形であるわけですね。

もう一つは、介護保険料の払えない人は受けられないんですよね、この介護。その辺りの心配をするんですが、どんな状況ですか。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 先ほどの答弁で、割合、人口に対する介護度の割合と解釈しましたので出ていないとお答えしましたけれども、介護を受けてみえる認定者が1,013人というお話を差し上げまして、65歳以上の第1号被保険者が6,034名ですので、それを割り返しまし

て16.78%の方が介護認定を受けてみえるということです。

議員御心配の保険料が払われない方については、納期限が過ぎますと督促状というのを納期限の20日以内にお出ししておるわけなんですけれども、その際、御連絡があった方については分納とかいろんな方法を御相談申し上げております。そのような形でまずアプローチをさせていただきながら、毎年12月には年2回分の催告書というのをお出ししております。その場合も文書の中に御相談がありましたら応じさせていただきますということは載せさせていただいております。その後、保険料を納期限から2年間納付していないと時効により収められなくなってしまふわけなんです。そういう場合ですと、一定期間サービスの自己負担金が、今通常の方ですと1割から3割の自己負担金があるわけなんですけれども、そちらのほうでちょっと言葉はきついかもしれませんが、自己負担金を1割か2割の方は3割負担でサービスが使えるような形とか、今3割負担の方は4割お支払いいただいてサービスが使えるという形の制度設計になっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 何とか年金をもらって払えるところはいいんですけど、本当に払えないということには、今利用料の何割増しかを払うということで介護が受けられるということですよ。何にしても本当に苦しい人も増えてきます、これから特にね。だから、何か助ける方法を考えなければならんときがあるだろうと思いますが、そのときはまた一緒に考えていけるようにしていきたいと思います。どうぞ介護で落ちこぼれないようにみんなを救ってほしいということだけは常に思っておりますので、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第69号議案 令和元年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) 公会計になってきておりまして、これが全国このように進められつつありますが、水産業をどこかへ譲るようなことのないよう、笠松町として確立してやっていきたいと思っておりますが、その辺の動きの心配はありませんでしょうか。

○議長(伏屋隆男君) 古田町長。

○町長(古田聖人君) 今のところそういった考えはありません。

今の現状で進めていくつもりでございます。

○10番(長野恒美君) どうぞよろしくお願いします。

○議長(伏屋隆男君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第70号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第71号議案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、質疑、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

第72号議案 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療機関や介護施設等への公的支援の拡充を求める意見書については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

第73号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 子どもたちの学びの環境を少人数学級へと整備を求める意見書についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

---

## 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和2年第3回笠松町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和2年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時04分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月24日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 田 島 清 美

議 員 間 宮 寿 和